◇移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第九八号）（厚生労働省）

1　移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等を業として行うことの禁止

臍帯血供給事業者の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならないこととした。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととした。（第三〇条第二項関係）

(一)　臍帯血供給事業者の委託により行う場合

(二)　臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合

(三)　移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）

(四)　(一)から(三)までに掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

2　造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行うことの禁止

(一)　何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む。以下同じ。）（1により(一)により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならないこととした。（第三〇条第四項関係）

3　罰則

1又は2に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第五五条第二号関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（法律第九九号）（内閣府本府）

1　天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とすることとした。（本則関係）

2　附則

(一)　この法律は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定による天皇の即位に関して適用することとした。（附則第一条関係）

(二)　1により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する国民の祝日として、祝日法の規定の適用があるものとした。（附則第二条第一項関係）

(三)　1及び(二)により休日となる日は、他の法令（祝日法を除く。）の規定の適用については、祝日法に規定する休日とすることとした。（附則第二条第二項関係）

(四)　この法律（(五)を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が効力を失ったときは、その効力を失うこととした。（附則第三条第一項関係）

(五)　(四)の場合において必要な経過措置は、政令で定めることとした。（附則第三条第二項関係）

(六)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（法律第一〇〇号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　「ユニバーサル社会」とは、障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいうこととした。（第二条第一号関係）

(二)　「障害者、高齢者等」とは、障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいうこととした。（第二条第二号関係）

(三)　「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」とは、全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいうこととした。（第二条第三号関係）

(1)　障害者、高齢者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（ホ及び10において「社会的障壁」という。）を除去すること。

(2)　障害者、高齢者等が、その個性と能力を十分に発揮し、政治、経済、教育、文化芸術、スポーツその他のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。

(3)　障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。

(4)　障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用することができること。

(5)　施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとすることにより、社会的障壁を生じさせないこと。

3　国の責務

(一)　国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有することとした。（第三条第一項関係）

(二)　国の関係行政機関は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

4　地方公共団体の責務

地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有することとした。（第四条関係）

5　事業者及び国民の努力

事業者及び国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならないこととした。（第五条関係）

6　法制上の措置等

(一)　国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第六条第一項関係）

(二)　地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六条第二項関係）

7　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこととした。（第七条関係）